

平成30年 3月13日

平成30年第1回春日井市議会定例会

## 附属資料〔Ⅲ〕

(条例案及び一般議案関係)

## 第44号議案

### 春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（平成30年政令第29号。平成30年4月1日施行）に伴い、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合の損害補償に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定するもの（第5条関係）

扶養親族の区分	現 行	改正案
配偶者	333円	217円
子	267円	333円
配偶者がいない場合 （扶養親族のうち1人に限る。）	333円	区分廃止
孫、父母、祖父母、弟妹及び重度心身障害者	217円	
配偶者及び扶養親族に係る子が ない場合 （扶養親族のうち1人に限る。）	300円	区分廃止

注：子、孫及び弟妹は、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を、父母及び祖父母は、60歳以上の者をいう。

- 2 施行日 平成30年4月1日

## 第45号議案

### 財産の処分について

- 1 場所 春日井市大泉寺町字大池下290番260ほか66筆
- 2 物件 土地（面積 37,989.3㎡）
- 3 処分価格 3,031,200,000円
- 4 契約の相手方 東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号  
花王株式会社